# ○防衛記念章の着用の特例等について（通知）

平成 31 年３月 28 日
海幕補第 662 号

海上幕僚監部人事教育部長から海上幕僚監部各部等の長・各部隊の長・各機関の長あて

防衛記念章の着用の特例等について（通知）

標記について、下記のとおり実施することとされたので通知する。

なお、防衛記念章の着用の特例等について（通知）（海幕人第 3955 号。７．９．14）は、廃止する。

記

１　防衛記念章の制式等に関する訓令（昭和 56 年防衛庁訓令第 43 号）（以下「訓令」という。）第３条に掲げる第 19 号から第 28 号までの防衛記念章は、訓令別表第２（第４条関係）に規定する着用することができる者に該当する場合及び防衛記念章の制式等に関する訓令に規定する防衛大臣が別に定める職等について（通達）（防人１第 3399 号。61．６．25）（以下「通達」という。）第２項に定める職名に該当する場合において、防衛記念章の着用手続について（通達）（海幕人第 632 号。57．２．20）別紙様式第１の注書き第１号イの定めにかかわらず、次に掲げる階級及び該当階級に対応する年令に達した日以降、着用することができる。

| 階　　級 | 年　　令 |
|---|---|
| 将 | ５５　歳 |
| 将　補 | ５４　歳 |
| １　佐 | ５３　歳 |
| ２　佐・３　佐 | ５２　歳 |
| １　尉　以　下 | ５１　歳 |

２　前項の場合を除くほか、訓令第３条に掲げる第 19 号から第 28 号までの防衛記念章の着用資格者は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　訓令別表第２（第４条関係）に規定する者及び通達第２項に定める職にあって、その在職期間が６か月を超える者

（２）　前号に該当し、在職中の勤務成績が良好であった者

３　通達第 10 項に掲げる防衛駐在官に発令された者は、発令後から当該防衛記念章を、発令後当該職にある期間第 21 号防衛記念章を、それぞれ着用して差し支えない。

４　通達第５項において、海上幕僚監部勤務発令後、１年を経過して海上幕僚監部内を異動した者は、第 31 号防衛記念章を着用して差し支えない。

なお、海上幕僚監部内に勤務した者には、国外出張等のため付発令されている者は含まない。

５　通達第15項において、第48号防衛記念章を着用できることとなる訓練及び輸送に関する業務に従事した間の重大事故等により、中途帰国の有無を問わず、当該任務を完遂できなかった者は、当該防衛記念章を着用することができない。

関連文書：１　海幕人第632号（57．２．20）

２　防人１第3399号（61．６．25）